備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第七十四号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十二条の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（雇用安定事業又は能力開発事業に係る書類の提出） **第百四十三条の二**　事業主は、雇用調整助成金その他の法第四章の規定により支給される給付金の支給を受けようとするときは、労働者に関する事項その他必要な事項を記載した申請に必要な書類を提出するものとする。	（新設）
（報告等） **第百四十三条の三**　（略）	（報告等） **第百四十三条の二**　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第四十一号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第八条第三項第四号ロ及び第五号ロの規定に基づき、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月十八日

農林水産大臣　山本　有二

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（土地改良事業の説明） **第六条**　法第八条第三項第四号ロ及び第五号ロに規定する説明は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定による土地改良事業が行われることがあることを記載した書面の交付により行うものとする。	（新設）
第七条～第十一条　（略）	**第六条～第十条**　（略）
（農用地利用配分計画の作成等） **第十二条**　農地中間管理機構は、法第十八条第一項の規定により農用地利用配分計画を定めようとするときは、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることを旨として、当該農用地利用配分計画の作成の時期等につき適切な配慮をするものとする。 2　農地中間管理機構は、法第十八条第一項の規定により農用地利用配分計画の認可を受けようとするときは、当該農用地利用配分計画に次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。 一　（略） 二　賃借権の設定等を受ける者のうちに法人（地方公共団体及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人を除く。第十八条第二項第一号において同じ。）が含まれる場合には、その定款又は寄附行為の写し 三～六　（略）	（農用地利用配分計画の作成等） **第十一条**　農地中間管理機構は、法第十八条第一項の規定により農用地利用配分計画を定めようとするときは、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることを旨として、当該農用地利用配分計画の作成の時期等につき適切な配慮をするものとする。 2　農地中間管理機構は、法第十八条第一項の規定により農用地利用配分計画の認可を受けようとするときは、当該農用地利用配分計画に次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。 一　（略） 二　賃借権の設定等を受ける者のうちに法人（地方公共団体及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人を除く。第十七条第二項第一号において同じ。）が含まれる場合には、その定款又は寄附行為の写し 三～六　（略）
第十三条・第十四条　（略） （通知等の方法） **第十五条**　法第十八条第五項の規定による通知は、同条第一項の認可をした年月日を記載した通知書に同項の規定による公告をしようとする農用地利用配分計画を添付してするものとする。 2　第十三条の規定は、法第十八条第五項の規定による公告について準用する。	**第十二条・第十三条**　（略） （通知等の方法） **第十四条**　法第十八条第五項の規定による通知は、同条第一項の認可をした年月日を記載した通知書に同項の規定による公告をしようとする農用地利用配分計画を添付してするものとする。 2　第十二条の規定は、法第十八条第五項の規定による公告について準用する。
第十六条～第十九条　（略）	**第十五条～第十八条**　（略）

附　則

この省令は、土地改良法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十九号）の施行の日から施行する。